## 平成26年4月 井手町

# 4 月 臨 時 会 会 議 録

井 手 町 議 会

## 平成26年4月井手町議会臨時会会議録目次

#### 第 1 号(4月30日)

応招・不応招議員	
出席・欠席議員	
出席事務局職員	
出席説明員	
議事日程	
開会	
仮議席の指定	
議長の選挙について	
議席の指定	
会議録署名議員の指名	
会期の決定	
副議長の選挙について	
発議第2号 井手町議会委員会条例	の一部を改正する条例制定の件15
発議第3号 井手町議会広報発行に	関する条例の一部を改正する条
例制定の件	
常任委員会委員の選任について	
議会運営委員会委員の選任について	
議会広報編集委員会委員の選任につ	いて19
発議第4号 交通対策特別委員会設	置について19
発議第5号 議会活性化特別委員会	設置について20
城南衛生管理組合議会議員の選挙に	ついて21
京都府後期高齢者医療広域連合議会	議員の選挙について 2 2
京都地方税機構議会議員の選挙につ	いて24
議案第18号 井手町監査委員選任に	つき同意を求める件 2 5
報告第2号 専決処分の報告につい	て25
報告第3号 専決処分の報告につい	
報告第4号 専決処分の報告につい	
報告第5号 専決処分の報告につい	
報告第6号 専決処分の報告につい	τ····································

報告第7号	専決処分の報告	について		·· ··· <u>/</u>	<b>1</b> 1
議案第19号	財産取得につい	て同意を求める	る件	····· <u>/</u>	<del>1</del> 1
閉会中の継続	<b>ご調査の申し出に</b>	ついて		····· ∠	1 3
閉会				····· ∠	1 3
署名議員				·· ··· <u>∠</u>	1 4

## 第1号(平成26年4月30日)

会 議 録

臨 時 会

(開会)

#### 平成26年4月井手町議会(臨時会)会議録(第1号)

#### 招集年月日

平成26年4月30日

#### 招集の場所

井手町役場議場

#### 開閉会日時及び宣告

開会 平成26年4月30日午前10時00分 臨時議長 岩田 剛閉会 平成26年4月30日午後 3時22分 議長 木村武壽

#### 応招議員

1番 谷田 利一 2番 西島 寛道 3番 久雄 岩田 岡川 岡田 4番 5番 古川 昭義 6番 村田 忠文 7番 丸山 久 志 8番 中坊 陽 9番 谷田 操 10番 木村 武壽

#### 不応招議員

なし

#### 出席議員

1番 谷田 利一 2番 西島 寬道 3 番 田田 久雄 4番 岩田 岡川 5番 古川 昭義 6番 村田 忠文 7番 丸山 久 志 8番 中坊 陽 9番 谷田 操 10番 木村 武壽

#### 欠席議員

なし

#### 会議録署名議員の氏名

4番 岩田 剛 9番 谷田 操 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長奥山英高 議会書記菱本嘉昭 議会書記中坊 玲子 議会書記森田肇 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名 町長汐見明男 副町長中谷浩三

教 育 長 松田 定 理事兼住民福祉課長事務取扱 嶋田 昌弘 理事兼上下水道課長事務取扱 松山 正伸 会計管理者・ 藤林 学 会計課長兼務 企画財政課長 花木 秀章 高 齢 福 祉 課 長 寺井 佳孝 保健センター所長・ 小笠原温美 地域包括支援センター所長兼務 産業環境課長 野田 昌司 社会教育課長・ 高江 裕之 図書館長兼務

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘 理事兼建設課長事務取扱 中村 秀一 理事兼同和・人権政策課長事務取扱 西島 楠博 教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 中島 一也 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務 税 務 課 長 乾 浩朗 保健医療課長 小川 淳一 建 設 課 参 事 畑中 智博 いづみ人権交流センター所長・ 木村 坂次 いづみ児童館長兼務 学校給食センター所長 藤崎 裕司

#### 平成26年4月井手町議会臨時会

#### 議 事 日 程〔第1号〕

平成26年4月30日(水)午前10時開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙について

#### 追加議事日程〔第1号の追加1〕

- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 副議長の選挙について
- 第7 発議第2号 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 発議第3号 井手町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例 制定の件
- 第9 常任委員会委員の選任について
- 第10 議会運営委員会委員の選任について
- 第11 議会広報編集委員会委員の選任について
- 第12 発議第4号 交通対策特別委員会設置について
- 第13 発議第5号 議会活性化特別委員会設置について
- 第14 城南衛生管理組合議会議員の選挙について
- 第15 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 第16 京都地方税機構議会議員の選挙について
- 第17 議案第18号 井手町監査委員選任につき同意を求める件
- 第18 報告第2号 専決処分の報告について
- 第19 報告第3号 専決処分の報告について
- 第20 報告第4号 専決処分の報告について
- 第21 報告第5号 専決処分の報告について
- 第22 報告第6号 専決処分の報告について
- 第23 報告第7号 専決処分の報告について

## 第24 議案第19号 財産取得について同意を求める件

### 追加議事日程〔第1号の追加2〕

第25 閉会中の継続調査の申し出について

#### 議事の経過

議会事務局長(奥山英高) 議員の皆さん、ご当選おめでとうございます。 議会事務局長の奥山英高でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長と役員の構成がまだでございますので、本日の臨時会が開催されるまでの間、事務局長の私が議事を進行させていただきます。

まず最初に、町長から皆さん方に挨拶を申し上げたい旨、申し出がありま すので、お受けしたいと思います。町長、お願いいたします。

町長(汐見明男) 皆さん、おはようございます。本日、ここに新しく選出 された議員各位をお迎えして、謹んで挨拶を申し上げる機会を得ましたこと は、私の最も光栄とするところであります。

議員各位には、去る4月6日に執行されました町議会議員の選挙に当たり、 激戦の中、住民の期待と信託を担ってめでたくご当選の栄誉を受けられ、本 日ここに初議会を開会する運びになりましたことは、町政推進に当たり、ま ことにご同慶にたえない次第であります。

なお、当該選挙におきまして、あってはならない事務的なミスによりまして、議員各位をはじめ住民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことに、心からおわび申し上げます。今後は、このような誤りが起きないよう、関係法令の確認を徹底するとともに、チェック体制と適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

さて、我が国の地方自治制度が確立して67年が経過しました。この間、 地方分権の推進や住民福祉向上のための諸制度が整備、充実されるとともに、 町議会先輩各位のたゆまぬご努力により町政の堅実なる発展を見ております ことは、まことに喜びにたえないところであります。

私といたしましても、本町発展のため、今後とも渾身の努力を重ねる所存でありますので、議員各位には町政進展のため、格別のご指導、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げる次第であります。

なお、本町における平成26年度の行財政各案につきましては、去る3月の定例町議会におきまして私からご説明申し上げ、ご議決をいただいているところでありまして、引き続きご当選の各位には既に具体的内容についてご承知いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

また、新しく当選されました方には、本日、当初予算書等関係資料をお渡 しいたしておりますので、十分熟読いただきましてご理解を賜りたいと存じ ます。

今日の地方自治体を取り巻く環境は、地方分権が進む一方、急速に進行する少子・高齢化問題や地域防災対策、また社会保障関係費や借入金の増加による国、地方を通じた危機的な財政状況など、非常に厳しく、しかも難しいものがあります。さらに、情報化、国際化などによって住民要望も多種多様化し、行政の果たすべき役割は以前にも増して大きくなってきております。

幸い、経験豊かな議員各位をお迎えできましたことは、各般の事業遂行上、 非常に力強さを覚え、まことに頼もしく感激にたえません。

どうか、議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍されますよう心からお祈りいたしますとともに、本臨時議会に提案いたしております同意案件2件、専決処分の報告6件、計8件の案件の内容につきましては、後ほど各担当より説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

議会事務局長(奥山英高) 続きまして、行政側から出席いただいておりま す理事者並びに職員の紹介を中谷副町長からお願いいたします。

副町長(中谷浩三) それでは、私の方から行政側からの出席者であります 理事者並びに管理職のご紹介を申し上げます。

まず最初に、理事者関係を紹介させていただきます。

ただいまご挨拶を申し上げました汐見明男井手町長でございます。

松田 定教育長でございます。

続きまして、理事級のご紹介を申し上げます。

理事兼総務課長事務取扱の脇本和弘でございます。

理事(脇本和弘) 脇本です。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、理事兼住民福祉課長事務取扱の嶋田昌弘 でございます。

理事(嶋田昌弘) 嶋田昌弘でございます。よろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、理事兼建設課長事務取扱の中村秀一でご ざいます。

理事(中村秀一) 中村です。よろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、理事兼上下水道課長事務取扱の松山正伸

でございます。

理事(松山正伸) 松山です。よろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、理事兼同和・人権政策課長事務取扱の西島楠博でございます。

理事(西島楠博) 西島です。よろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、会計管理者兼会計課長事務取扱の藤林 学 でございます。

会計管理者(藤林 学) 藤林です。よろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長事務取扱・自然休養村管理センター館長兼務の中島一也でござ います。

教育次長(中島一也) 中島です。よろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、課長級のご紹介を申し上げます。

企画財政課長の花木秀章でございます。

企画財政課長(花木秀章) 花木です。よろしくお願いいたします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、税務課長の乾 浩朗でございます。

税務課長(乾 浩朗) 乾です。よろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、保健医療課長の小川淳一でございます。 保健医療課長(小川淳一) 小川です。どうぞよろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、高齢福祉課長の寺井佳孝でございます。 高齢福祉課長(寺井佳孝) 寺井です。よろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、保健センター所長・地域包括支援センター所長兼務の小笠原温美でございます。

保健センター所長(小笠原温美) 小笠原です。よろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、いづみ人権交流センター所長・いづみ児 童館長兼務の木村坂次でございます。

いづみ人権交流センター所長(木村坂次) 木村です。どうぞよろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、産業環境課長の野田昌司でございます。 産業環境課長(野田昌司) 野田です。よろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、建設課参事の畑中智博でございます。

建設課参事(畑中智博) 畑中です。よろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、社会教育課長・図書館長兼務の高江裕之 でございます。

社会教育課長(高江裕之) 高江です。よろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 続きまして、学校給食センター所長の藤崎裕司でございます。

学校給食センター所長(藤崎裕司) 藤崎です。どうぞよろしくお願いします。

副町長(中谷浩三) 最後に、私、副町長の中谷でございます。どうぞよろ しくお願いを申し上げます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

議会事務局長(奥山英高) 引き続きまして、議会事務局の職員の紹介をさせていただきます。

議会書記の菱本嘉昭でございます。

議会書記(菱本嘉昭) 菱本です。よろしくお願いします。

議会事務局長(奥山英高) 同じく中坊玲子でございます。

議会書記(中坊玲子) 中坊です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長(奥山英高) 同じく森田 肇でございます。

議会書記(森田 肇) 森田でございます。よろしくお願いいたします。

議会事務局長(奥山英高) どうかよろしくお願いいたします。以上で紹介 を終わらせていただきます。

一般選挙後の最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長議員の岩田 剛議員をご紹介いたします。

岩田 剛議員さん、議長席の方へお願いいたします。

臨時議長(岩田 剛) ただいま紹介いただきました岩田 剛でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

本日招集されました平成26年4月臨時会において、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行うこととなりました。議長選挙までの限られた時間ではございますが、議員各位のご協力によりまして無事任務を果たしてまいりたいと存じます。何とぞ格段のご協力をいただきますよう、お願いいたします。

ご挨拶といたします。

ここで、当選されました議員の紹介を事務局よりお願いします。

議会事務局長(奥山英高) 当選議員のご紹介をさせていただきます。

ただいま臨時議長をお願いしております、岩田 剛議員でございます。

木村武壽議員でございます。

10番(木村武壽) 木村でございます。よろしくお願いいたします。

議会事務局長(奥山英高) 谷田利一議員でございます。

1番(谷田利一) 谷田です。よろしくお願いします。

議会事務局長(奥山英高) 岡田久雄議員でございます。

3番(岡田久雄) 岡田久雄です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長(奥山英高) 中坊 陽議員でございます。

8番(中坊陽) 中坊です。よろしくお願いします。

議会事務局長(奥山英高) 谷田 操議員でございます。

9番(谷田 操) 谷田 操です。よろしくお願いします。

議会事務局長 (奥山英高) 丸山久志議員でございます。

7番(丸山久志) 丸山久志です。よろしくお願いします。

議会事務局長(奥山英高) 村田忠文議員でございます。

6番(村田忠文) 村田忠文です。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長(奥山英高) 古川昭義議員でございます。

5番(古川昭義) 古川昭義です。よろしくお願いします。

議会事務局長(奥山英高) 西島寛道議員でございます。

2番(西島寛道) 西島寛道です。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長(奥山英高) 以上で紹介を終わらせていただきます。

臨時議長(岩田 剛) どうもありがとうございました。

ただいまの出席議員数は10人でございます。定足数に達しておりますので、これより平成26年4月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

次に、日程第2、これより議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票でもって行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

臨時議長(岩田 剛) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立 会人に西島寛道議員及び丸山久志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

臨時議長(岩田 剛) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(岩田 剛) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長(岩田 剛) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に、選ぶ人の 氏名を欄内に1人、記載をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げます ので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(奥山英高) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

- 1番、谷田利一議員。
- 2番、西島寛道議員。
- 3番、岡田久雄議員。
- 4番、岩田 剛議員。
- 5番、古川昭義議員。
- 6番、村田忠文議員。
- 7番、丸山久志議員。
- 8番、中坊 陽議員。
- 9番、谷田 操議員。
- 10番、木村武壽議員。

(投票)

臨時議長(岩田 剛) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(岩田 剛) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

西島寛道議員及び丸山久志議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

臨時議長(岩田 剛) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。有効投票のうち、 木村武壽議員9票、谷田 操議員1票、以上のとおりです。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、木村武壽議員が議長に当選されました。 議場の出入り口を開きます。

#### (議場閉鎖解除)

臨時議長(岩田 剛) ただいま議長に当選されました木村武壽議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました木村武壽議員から挨拶の申し出があります ので、これを許可します。

議長(木村武壽) おはようございます。一言、議長就任のご挨拶を申し上 げます。

このたび、不肖私、議員の皆様方の推挙をいただきまして、井手町議会議 長の要職に就任することになりました。まことに身に余る光栄であります。

私は、本町議会議員として24年、井手町の発展と住民福祉の向上のため 努めてまいりました。ここに、皆さまのご推挙を受けました上は、身を挺し てそのご厚情に対しお報いする覚悟を新たにしているところであります。

議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら、公正無私を旨とし、言論の府として町議会が円満に運営されますよう誠心誠意努力する所存であります。

議員各位におかれましては、今後より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

次に、理事者の皆様に申し上げます。

我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起こすことは避けなければなりませんが、だからといって安易な妥協も許されるものではありません。 多様化する住民のニーズに応えるよう、行政と議会が一体となって、井手町の発展と住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟でありますので、重 ねて皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。

ありがとうございました。

臨時議長(岩田 剛) 木村武壽議長、議長席におつき願います。

これをもちまして、臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議長(木村武壽) 一般選挙後の初議会の議事日程につきましては、議長選挙までを臨時議長において進行し、議長選挙以降は新議長において日程を定めることとなっております。

ここで、日程追加の準備をいたします間、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時31分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開いたします。

お諮りします。日程第3、議席の指定より日程第24、財産取得について同意を求める件の22件を、この際日程に追加したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。日程に追加することに決しました。 それでは、日程に従い議事を進めます。

次に、日程第3、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項 の規定により、議長において指定します。議員の皆さんの氏名とその議席番 号を事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(奥山英高) 議席番号を朗読いたします。

1番、谷田利一議員。

2番、西島寛道議員。

3番、岡田久雄議員。

4番、岩田 剛議員。

5番、古川昭義議員。

6番、村田忠文議員。

7番、丸山久志議員。

8番、中坊 陽議員。

9番、谷田 操議員。

10番、木村武壽議員。

以上であります。

議長(木村武壽) ただいま朗読いたしましたとおり、議席を決定いたしま した。議員の皆さんは議席へ着席願います。

ここで、議員席の名札をつけます間、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、岩田 剛議員、9番、谷田 操議員を指名します。

次に、日程第5、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。ご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決 定しました。

次に、日程第6、これより副議長の選挙を行います。

副議長の選挙の方法は、投票でもって行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(木村武壽) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立 会人に古川昭義議員及び中坊 陽議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長 (木村武壽) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(木村武壽) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に、選ぶ人の 氏名を欄内に1人、記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げます ので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長 (奥山英高) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

- 1番、谷田利一議員。
- 2番、西島寛道議員。
- 3番、岡田久雄議員。
- 4番、岩田 剛議員。
- 5番、古川昭義議員。
- 6番、村田忠文議員。
- 7番、丸山久志議員。
- 8番、中坊 陽議員。
- 9番、谷田 操議員。
- 10番、木村武壽議員。

(投票)

議長(木村武壽) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

古川議員及び中坊議員の開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(木村武壽) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票です。有効投票のうち、岩田 剛議員9票、以上のとおりです。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、岩田 剛議員が副議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

議長(木村武壽) ただいま副議長に当選されました岩田 剛議員が議場に おられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたし ます。

ただいま副議長に当選されました岩田 剛議員から挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

副議長(岩田 剛) 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆様のご推挙によりまして、井手町議会の副議長に選ばれましたことは大変光栄でありますとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。もとより浅学非才の身ではございますが、議長を補佐しまして、議会の活性化のため、また町政発展のために努めていく覚悟でございます。どうか、今後とも皆様のさらなる支援を賜りまして、しっかりと頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。ありが とうございました。

議長(木村武壽) ここで暫時休憩いたします。休憩中に全員協議会を開催 いたしますので、2階の委員会室にご参集願います。なお、再開時期につき ましては追って連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時32分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第7、発議第2号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件についてを議題とします。

提出議員より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岡田久雄議員。

3番(岡田久雄) 3番、岡田久雄です。

それでは、ただいま議題になっております発議第2号、井手町議会委員会 条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由の説明を申し上げま す。

去る1月臨時議会において議会議員定数条例が改正され、12人から10 人となりましたことに伴い、現在設置しております総務文教常任委員会、産 業厚生常任委員会、それぞれの委員定数を5人と定めるものであります。

それでは、発議第2号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定 の件につきましてご説明いたします。皆様には、2ページの井手町議会委員 会条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

例規ページ数105、第2条、常任委員会の名称、委員定数及びその所管におきまして、総務文教常任委員会6人を5人に、産業厚生常任委員会6人を5人に改める。

それでは、1ページに戻っていただいて、附則として、この条例は公布の 日から施行する。

以上であります。

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、発議第2号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件についてを採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可 決されました。

次に、日程第8、発議第3号、井手町議会広報発行に関する条例の一部を 改正する条例制定の件についてを議題とします。

提出議員より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岩田 剛議員。

4番(岩田 剛) 4番、岩田 剛です。

ただいま議題となっております発議第3号、井手町議会広報発行に関する

条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由の説明を申し上げます。

去る1月臨時議会において議会議員定数条例が改正され、12人から10人となりましたことに伴い、議会広報編集委員会の委員定数を5人と改めるものであります。

それでは、発議第3号、井手町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明いたします。2ページの井手町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

例規ページ数163、第3条、委員会におきまして、同条第2項、6名以内を5人に改める。

1ページに戻っていただいて、附則として、この条例は公布の日から施行 する。

以上であります。

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、発議第3号、井手町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてを採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、発議第3号は原案のとお り可決されました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第9、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、西島寛道議員、谷田利一議員、谷田 操議員、古川昭義議員、岩田 剛議員、以上5人を総務文教常任委員に、岡田久雄議員、村田忠文議員、中坊 陽議員、丸山久志議員、木村武壽議員、以上5人を産業厚生常任委員にそれぞれ指名いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員に選 任することに決しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に、各委員会の正副委員長を互選していただきまして、議長までご報告願います。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時40分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選があり、総務文教常任委員会の 委員長には西島寛道議員、副委員長には谷田利一議員、産業厚生常任委員会 の委員長には岡田久雄議員、副委員長には村田忠文議員が就任されましたの で、ご報告いたします。

次に、日程第10、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、丸山久志議員、村田忠文議員、西島寛道議員、岡田久雄議員、谷田 操議員、岩田 剛議員、以上6人を議会運営委員に指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員に選任する ことに決しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に、議会運営委員会の正副委員長の互選をしていただき、議長までご報告願います。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時42分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選があり、議会運営委員会の委

員長には丸山久志議員、副委員長には村田忠文議員が就任されましたので、 ご報告いたします。

次に、日程第11、議会広報編集委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会広報編集委員の選任については、議会広報発行に関する条例第3条第2項の規定により、岡田久雄議員、西島寛道議員、谷田利一議員、村田忠文議員、木村武壽議員、以上5人を議会広報編集委員に指名したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、議会広報編集委員に選任 することに決しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に、議会広報編集委員会の正副委員長を 互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長の互選があり、議会広報編集委員会の委員長には岡田久雄議員、副委員長には西島寛道議員が就任されましたので、ご報告いたします。

次に、日程第12、発議第4号、交通対策特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出議員より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊 陽議員。

8番(中坊 陽) 8番、中坊 陽です。

発議第4号、提出者、井手町議会議員中坊 陽。交通対策特別委員会設置 について、上記議案を別紙のとおり会議規則第14号の規定により提出しま す。

1枚めくっていただいて、次のとおり、交通対策特別委員会を設置するものとする。記。1、名称、交通対策特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び井手町議会委員会条例第5条。3、目的、井手町の交通対策の整備促進のため調査及び研究を行う。4、委員の定数、5人。5、期間、調査が終了するまでとすることで、提出いたします。

議長(木村武壽) お諮りします。中坊 陽議員から提出されました、交通 対策特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありません か。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、中坊 陽議員からの提出 の交通対策特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました交通対策特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第3項の規定により、中坊 陽議員、古川昭義議員、岩田 剛議員、丸山久志議員、谷田 操議員、以上5名を委員に指名いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました た5名の議員を交通対策特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に、本特別委員会の正副委員長を互選していただき、議長までご報告願います。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました交通対策特別委員会より、正副委員長の互選結果がありましたので、ご報告します。委員長には中坊 陽議員、副委員長には古川昭義議員が就任されましたので、ご報告いたします。

次に、日程第13、発議第5号、議会活性化特別委員会設置に関する決議 についてを議題とします。

提出議員より提案理由の説明を願います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岡田久雄議員。

3番(岡田久雄) 3番、岡田久雄です。

それでは、提出議案の説明をさせていただきます。発議第5号、井手町議会議長木村武壽様。提出者、井手町議会議員岡田久雄。議会活性化特別委員会設置。上記議案を別紙のとおり会議規則第14号の規定により提出します。

それでは、次のページをめくっていただきます。議会活性化特別委員会設置に関する決議。次のとおり、議会活性化特別委員会を設置するものとする。

記といたしまして、1、名称、議会活性化特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び井手町議会委員会条例第5条。3、目的、地方分権の流れを背景に、議会の果たす役割はますます重要になってきている。このため、議会活性化に取り組み、住民に開かれた議会に向けての方策を調査・研究する。4、委員の定数、10人。5、期間、調査が終了するまでとする。以上です。

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。岡田久雄議員から提出されました、議会活性化特別委員会 設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、岡田久雄議員から提出の 議会活性化特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました議会活性化特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第3項の規定により、議員全員を議会活性化特別委員会の委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員全員を議会活性化特別委員会の委員に選任することに決しました。

ただいま議会活性化特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩したいと思います。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に、本特別委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました議会活性化特別委員会より、正副委員 長の互選結果がありましたので、ご報告します。委員長には岩田 剛議員、 副委員長には丸山久志議員が就任されましたので、ご報告します。

次に、日程第14、これより城南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。 城南衛生管理組合規約第5条及び第6条の規定により、井手町選出議員は 2人となっております。 お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項 の規定により、指名推選によりしたいと思います。これにご異議ありません か。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選に よることに決しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名する ことといたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

城南衛生管理組合議会議員に中坊 陽議員、村田忠文議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました中坊 陽議員、村田忠文議員を城南衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中坊 陽議員、村田忠文議員が城南衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました中坊 陽議員、村田忠文議員が議場におられます ので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

次に、日程第15、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(木村武壽) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立 会人に西島寛道議員及び村田忠文議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(木村武壽) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱確認)

議長(木村武壽) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に、選ぶ人の 氏名を欄内に1人、記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げます ので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(奥山英高) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、谷田利一議員。

2番、西島寛道議員。

3番、岡田久雄議員。

4番、岩田 剛議員。

5番、古川昭義議員。

6番、村田忠文議員。

7番、丸山久志議員。

8番、中坊 陽議員。

9番、谷田 操議員。

10番、木村武壽議員。

(投票)

議長(木村武壽) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

西島寛道議員及び村田忠文議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(木村武壽) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効0票です。有効投票のうち、岡田 久雄議員9票、谷田 操議員1票、以上のとおりです。 これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、岡田久雄議員が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

議長(木村武壽) ただいま京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました岡田久雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第33 条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

次に、日程第16、これより京都地方税機構議会議員の選挙を行います。 京都地方税機構規約第8条の規定により、井手町選出議員は1人となって おります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項 の規定により、指名推選によりしたいと思います。これにご異議ありません か。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選に よることと決しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名する ことといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

京都地方税機構議会議員に谷田利一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました谷田利一議員 を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました た谷田利一議員が京都地方税機構議会議員に当選されました。

ただいま当選されました谷田利一議員が議場におられますので、本席から 会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

この際、暫時休憩いたします。次は1時半からお願いします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時30分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第17、議案第18号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、古川昭義議員の退場を求めます。

(古川昭義議員退場)

議長(木村武壽) 提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第18号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、議案第18号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第18号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第18号、井手町監査委員 選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

古川昭義議員の入場を許します。

(古川昭義議員入場)

議長(木村武壽) この際、暫時休憩します。休憩中に全員協議会を開催します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時40分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第18、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。 提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗)

(報告第2号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 総務省が発表していることしの地方税の改正の概要とい うのを見ますと、新築住宅にかかわって固定資産税の減額措置というのを減 額するという旨が書いてあるわけですけれども、条例の改正の条文の中には そういう延長措置等は触れられてないんですけれども、それはなぜなのかと いうことと、それと、ページ数で言いますと10ページですけども、新築住 宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申 告という中で、耐震改修を受けた家屋の固定資産税の減額措置というのが新 たに設けられているわけですけれども、これは、見出しは新築住宅等となっ てますけれども、もちろん耐震改修ということですから、既存の住宅に耐震 改修を行った場合の規定というふうに考えていいのかということと、これが 施行の日からということで4月1日から施行されるということですけれども、 ではどの時点でやってたらこの適用になるのか。着工が3月以前で完成した のが4月以降だったら対象になるということか、3カ月以内に申し出た場合 とか書いてますから、既にもう完成してたけど申請が4月1日以降だったら 対象になるというのか、どっちなんでしょうか。

これによって、井手町の場合どのくらいの影響額が出るのかということですけれども、同じく9ページから10ページにかけて、条例でさまざまな、これは固定資産のうちの償却資産のこと、資産に係る固定資産税の割合を定めておられると思うんですけれども、ここにある一々規定されているそれぞれ、8項までの規定されているような施設が、町内にあるのかどうか、この第10条の2にかかわる影響が町内にもあるのかどうか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えいたします。

附則第6条から第6条の3の、その削除規定でございますが、これにつきましては地方税法附則第4条及び附則第4条の2、附則第4条の3というようなそれぞれ規定がございまして、実際にはその課税計算を行うに当たって

はこれらの規定に基づいて行うということになりますので、国の方から条例において重複して規定する必要がないということもありまして、今回の国から示された標準条例の例に倣って削除したものでありまして、実際の地方税 法の規定では2年間の延長という制度になっております。

続きまして、附則の第10条の3の規定でございますが、今回追加いたしました附則第10条の3第9項の内容についてですが、これにつきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断が義務づけられた病院、店舗、旅館等の不特定多数が利用する大規模な建築物等で、国の補助を受けて耐震改修を行った既存の家屋に係る固定資産税の減額を受けようとする規定でございまして、実際、適用期間といたしましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日の間に国の補助を受けて改修工事が行われたものというのが対象になるということになっております。

続きまして、附則の10条の2の規定についてでございますが、今回新たに規定させていただきましたその8項目の中に、井手町内にある資産はあるのかというご質問でありますが、今回改正いたしました第1項に、本附則第15条の第1項というものでありますが、これにつきましては、水質汚濁防止法に規定される汚水または廃油施設に関する規定でありまして、これにつきましては、1件汚水処理施設がございまして、実際、25年度ベースで言いますと12万円程度の税額の影響があります。以下、第2項から第8項につきましては、該当する資産はございません。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) そうしますと、その第10条の3ですけど、大規模な病院とかそういうところだけですよということで、そしたら今、町内の方に耐震改修やってくださいよいうて、木造住宅の耐震改修をお勧めして、耐震診断やってもうて、ほんでしてもらうときには補助出しますよいうてやってますね。それで耐震改修をしましたという一般の家庭は、それで固定資産税が減額になるということはないわけですか。一般家庭は対象外ですか。

それが1点と、先ほど質問した新築住宅に係る固定資産税の減額措置が延 長になるという件で、今、一番最初の附則6条でずっと、6条が全部削除さ れているところが、見出しを見ますと、居住用財産の買いかえしたりして譲渡損失が出たときに、3年間通算して、損益通算して、あるいは繰り越し控除して、家を買いかえたために損が出た場合、その損額を次の年度とかその次の年度に繰り越して税金を安く抑えられるという、そういう話やと思うんですけど、新築住宅の固定資産税の減額の措置とは違うと思うので、これ、6条が全部なくなるのは、法律にちゃんと書いてあるんやから条例でわざわざ規定することはないということで、それはわかったんですけど、新築住宅に係る固定資産税を減額しますよというのは、繰り越し控除のこととは別に今まであったし、それを今度延長すると国は言っているけれども、それは条例にどこにもないけれども、それはどうなんかと、今度改正のところにないけど、延長とどこかに書いとかんでいいのかという話なんですけれども、それはいかがですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えいたします。

一般家庭向けの住宅耐震改修に対する制度というのはあるのかというご質問かと思うんですが、既存の一般家庭の住宅につきましては、附則第10条の3第6項に規定がありまして、既に減額措置を導入しているところであります。

続きまして、新築住宅等の軽減、現在やっておるんですが、それの期間が延びたことについて規定がないというご質問ですが、地方税法の方では2年間延長ということで、この制度になっておりまして、ただ、条例の条文の引用上、本附則第15条第6項というものがありまして、そちらの方を引用するということになっておりますので、特に規定をしなくてもいいということで思っております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、報告第2号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第2号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、報告第2号は承認することに決定しました。

次に、日程第19、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。 提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗)

(報告第3号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、報告第3号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第3号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、報告第3号は承認することに決定しました。

次に、日程第20、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。 提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長 (小川淳一)

(報告第4号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 今回の改定の狙いですけども、第2条関係でいうと限度 額が上がるわけです。医療分の方は上がらないけども、後期高齢者支援の分 が2万円、介護納付金の分が2万円、限度額が上がる。限度額いっぱい払っ ておられた方の負担がそれぞれ2万円ずつ上がるということですね。そうい う部分と、それと、第23条関係で、軽減適用の、これは限度額が引き上が るということになると思うんですけれども、2項でいうと1人世帯の人はこ れまで軽減の対象ではなかったものが、当該納税義務者を除くという規定が なくなったから、1人世帯の方もこの軽減の対象になるということですよね。 さらに3項の方は、1人35万円を控除してたものを45万円にするから、 もう少し収入が高い人まで軽減の対象になりますよということで、23条に ついては減税の中身やと思うんです。だから、2条の方は増税ですよね。そ れで、23条の方は減税ですね。それぞれの影響を知りたいわけですけれど も、これはなぜこういうことを行うのかという狙い、その辺をお願いしたい のと、それぞれの影響世帯及び額、それはどのぐらいになると見込んでおら れるのかということ。

それと、ことし、証の更新だったわけです。だから、もう既に3月の段階で、新しい保険証を送っておられる世帯と、それと、おたくはちょっと滞納がありますから郵便で送るのではなくて、役場の方にとりに来てくださいよという世帯とがあったと思うんですけれども、おたくはとりに来てくださいよというふうにお願いをした世帯というのがどのぐらいあって、その基準、1円たりとも滞納してたら、とりに来なあかんねんでということになってるのか、どういう基準で送るところととりに来てもらうところとを分けてはるのか。証を送った世帯で何割ぐらいになるのかという説明をお願いしたいと思います。それで、井手町の国保の今の滞納の状況とかが大体わかると思いますので、お願いします。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) ただいまの谷田議員のご質問ですけれども、まず限度額世帯につきましては、26年度当初予算算定時の数値で申し上げますと、支援金分で16世帯、介護分で3世帯ということであります。

それで、影響額といたしましては、軽減によります影響額といたしましては、支援金分では88万4,000円の減額となります。介護分につきましては28万8,000円の減額となっております。医療分につきましては、319万9,000円の減額となっております。

それと、目的でございますけれども、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準の見直しによりまして、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るということが目的でありまして、そのように示されております。

それと、証の更新につきましては、ただいま手持ち資料がございませんの で、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

議長(木村武壽) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

9番(谷田 操) 反対の立場で討論を行います。

ただいまの報告のありました条例改正ですけれども、今回は保険料の賦課限度額を引き上げるというものになっていますが、本町では昨年の国保税の均等割、平等割の改定で21.2%値上げを強行したのに続く、連続した値上げというふうになります。現行の限度額は基礎賦課分で51万円、後期高齢者支援金分で14万円、介護納付金分で12万円で、総計77万円なんです。それを今回それぞれ後期高齢者支援金分と介護納付金分を2万円ずつ、合わせて4万円引き上げますと、限度額が81万円ということになります。後期高齢者支援金という制度が導入されたのは2008年度ですけれども、そのときは限度額は68万円だったわけです。6年間で実に13万円の引き上げとなります。

今説明があったように、国は中・低所得層に配慮して負担を軽減するのだ

というふうに説明をしていますけれども、配慮というのであれば、国の国庫 負担率を大幅に引き上げて国民の負担を軽減するというのが筋であると思い ます。施行令で決められたといって、すぐに限度額いっぱいまで本町の限度 額を引き上げるというのでは、全く国のいいなりと言わざるを得ません。

国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と同時に進んでいったということが、 国保の財政難と国保税の高騰を招いた根本原因となっているわけです。国の 国庫支出割合が1984年度は49.8%だったものが、2010年度では 25.6%まで半減をしています。その間、年金生活者や失業者、非正規の 労働者が国保にどんどんと加入してくるという実態が起こっていて、これは もう国保は適切な公費負担なしには成り立たない福祉制度というものになっ てきているわけですから、その根本的な国庫負担の引き上げがなければ、国 保税の税額を多少いらって加入者の相互で負担し合えというようなやり方で は、もう限界に来ているというふうに思います。

以上のような理由で、このような国庫負担の増額なしに本町の範囲内で限 度額をまた増額するということについては反対をいたします。

議長(木村武壽) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これにて討論を終わります。

これより、報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数であります。よって、報告第4号は承認することに決定しました。

次に、日程第21、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。 提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(報告第5号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) ページ数で言いますと歳入の方で12ページに、京都府 の補助金で、地域防災計画の修正委託の補助金ということで25万円いただ いている。歳出の方で、ホームページの作成業務ということで、これは14 ページですね、500万円減額ということで、委託料が400万円減額にな っていて、使用料、賃借料も100万円減額。地域防災計画については、こ れまで議会で何回か議論があって、その内容については住民にどうやって周 知するのかという話をしましたら、ホームページに載せるという話だったわ けです。修正やっていくわけやから、その都度変わっていくけれども、現在 発表できるところまでは速やかにホームページに発表しますということやっ たんです。それで、私はそれだけではなくて、ちゃんと紙に書いたものをそ れぞれ各区の役員さんですとか、そういうところへも備えないと、災害が起 こったときに一々ホームページ開いてダウンロードしてなんてことできない という話をしてたわけですけども、少なくともホームページには載るもんや と思ってましたけれども、4月1日リニューアルされたホームページ、どこ をクリックしてもそういうのが出てこない。これ、補助金もらってやってる わけですけれども、それは、成果品はどうするつもりなのか。議会で答弁し はったことはほごにされるのか。その辺をきちっとしてほしい。

それと、ホームページそのものの作成ですけども、800万かけてリニューアルするという話だったのが、500万まで減額になって、安くできるなら、それにこしたことはないかもしれませんけど、300万で済んだということでしょう。中身見ましても、どこをクリックしたら出てくるのか、本当に非常にわかりにくい。何回もクリックしないと、そこへ行き当たらない。それから、住民が使いたい、そういう申請用紙なんかがすぐに見やすい形で出てこないというようなことがあります。ホームページ、この委託料が大幅に減額になっていることで、また職員が独自に各課で更新していくようなことになっているのか。そうしますと、手づくりもいいですけど、書式がばらばらになったり、住民の方にとって本当に見やすいものになるのかということで、ある程度は統一した書式できちっと業者に委託してやるということは必要やと思うんですけど、これ、委託料は400万減額して、もう全くなしですか。どの程度業者に委託されているのでしょうか。

それと、同じく14ページ、財産管理費で積立金が3億3,360万円と いうことで、またまた貯金を積み立てておられるわけですけれども、年度末 残ったものは積み立てやということなのかもしれませんが、庁舎の積立金に ついては、この間3月議会のときにまず2億円積むんだということで説明が あったばかりなんです。その1カ月のうちにもうさらに3億円ということで、 あっという間に5億円積まれたわけです。お金があればこしたことはないか もしれませんけど、適切な後年度負担というものもあると思うんです。積み 立てて積み立てて、今までの住民の方、今住まれている方、今までの住民の 方のお金で全部建てるのか。庁舎、45年経過したから建てかえましょうと 言っているように、非常に長期に使うものですよね。適切な後年度負担、こ れから井手町にお住まいになる方、井手町に生まれてくる子供たち等にも適 切な負担というものが当然あってしかるべきなんですが、何もかもこうやっ て積み立てて積み立ててというやり方はいかがなものか。町長のお考えをま た聞かせていただきたいんですけれども、しかもその庁舎は、最初の計画段 階から住民の意見をいろいろ取り入れるシステムをつくるべきだと申し上げ てきましたが、ある程度たまったらやりますよという話だったんですけど、 そのある程度というのが、同規模の市町村でいうたら15億ぐらい要るかな というような話もありましたけれども、そのうちの5億までたまったんやっ たら、もうある程度と言えるのではないのか、即検討委員会を開くべきだと 思いますが、検討委員会設置を前倒しされるお考えはないのか、お尋ねをい たします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 地域防災計画の関係でご質問をいただきました。

せんだってからそのような、議会でもお問い合わせをいただいているということは重々承知でありまして、防災会議自体が3月に最終終わりまして、そのデータを実は京都府に、業者としてもそれで手を離れておるんですけれども、京都府の方にその内容を送ります。京都府の方でもう一度、京都府の担当課なりで内容を見ていただいて、修正箇所があるかないかを最終チェックしたものが、実はせんだって届きました。それを今、最終調整をしておりまして、それができれば即ホームページにアップをしていきたいというふうに考えておりますので、ご了承お願いしたいと思います。

あと、ペーパーにつきましては、それはまた今後検討ということで考えて おります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) ご質問のありましたホームページの運用についてでございます。ホームページの運用につきましては、本庁の各担当課を中心に更新を行っておりまして、今後も住民の皆様に見やすいホームページということで検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 庁舎についてのお尋ねでございます。3月のときにも お答えを申しておりましたが、同規模の庁舎の建てられている額、約15億、 これは造成、用地費含むということでございますが、これらを目安に一定額 積み立てを行い、その後しかるべき時期に検討委員会を設置するということ でお答えした考えに、現在も変わりございません。

なお、短期間の間に 5 億もためられてというお尋ねでございますが、 3 月に、谷田議員も議会で長年おられまして、補助金、特別交付税等が 3 月になると来るということから、 3 月のこの時期に臨時的な補助金、交付税がございますので、それを後年度で有効活用するために、財政の継続性も持ちながら基金を積み立てしているということで、再三再四これまでからお答えしてきたとおりでございます。

以上でございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 丸山議員。

7番(丸山久志) ページ数16、17あたりですけれども、工事請負費で減額補正が多く見られるんですけれども、予定されておった工事をされてないとか、そういうことなんでしょうか。ほかに原因があるのかどうか、お聞きします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 丸山議員のただいまのご質問にお答えします。

予定していた事業については全て完了しております。あと、維持管理等で緊急用に必要がなかった分については落としているということであります。あと1点、自然と歴史が薫る道づくり事業ということで予算をしております。これは蛙塚周辺の整備でございますが、既に終わっております。これにつきましては、国費の補助基準に合致したことから、有利な財源を充てたものでございます。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) ページ数で17ですけれども、防災対策費のデジタル移動通信の整備ですが、2,600万円減額で、当初予算4,000万ぐらいかけてという話だったと思うんです。半額以下になっているということですが、それはまた、それも安けりゃいいというものでもなくて、きちんと規定どおりのものがやれているのかということと、それで非常に安くできたのであれば、さらに充実させると、こういうお考えをさらなる防災無線の充実に充てていくということが必要やと思うんですけれども、私、昨年の9月以降、住民の方からは、何度も何度もいろいろな方から、雨のときに幾ら広報車が回ってもらっても本当に聞こえへんのやということを強く言われておりまして、デジタル移動通信というのは役場の中の、体制の中での連絡やと思うんです。それを住民の方に伝えるという場合に、今やったらほんまに人海戦術しかないわけです。それを本当に充実させるためには、戸別に無線を受信できるようなシステムをつくらないと大変やと思うんですけれども、こういうお金を使ってそういうふうに回すお考えはないのかということが1点。

それと、ページ数で言うと一般管理費のところに当たると思うので14ページだと思いますが、先ほど町長が朝の開会挨拶の中で、今回の選挙についてあってはならないようなミスがあったというようなことでおわびを申されたわけなんですけれども、今後はそういうことがないようにというような話がありましたけれども、そういう一言で済むような問題ではない。非常にこれはゆゆしき問題。住民の皆さんが言っておられるのは、候補者の方も1票

をいただくのに非常に大変な努力とか、政策を理解していただくために頑張るわけですけれども、今ここへ当選して出てきた議員、みんなそれぞれにそういう思いを持っていると思うんですが、有権者の皆さんからしましても、本当にこんな小さな町ですから、この人に1票を入れたいなという方、多数おられたりして、どうしようかなと、本当に考えながら自分の大切な清き1票をどうするのかということで、非常に考えながら、悩みながら投票されるわけです。そのときに、実は選挙権のない方に投票を認めていました、済みませんで済むのかという話なんです。もう少し、どういう検討を加えておられるのか、現状までの段階でもしてこられたのかをお尋ねしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員の無線の関係でお問い合わせいただきました。まず、確かに大きな額での減額ということになろうかと思いますけれども、もともと、こういう無線には種類とかメーカーがいろいろありまして、当時の予算立てとしては提案させていただいた予算で提案をさせてもらいました。ただ、もちろん入札があったりした中で、そもそも1回開札が終わりまして、その後にやはり費用もあるというふうなことも判断しまして、その後当初には予定はしてなかったんですけれども、各区長に無線を配備させていただいたり、また車載器として2台追加、14台、そもそも当初は、設計上はなかなか額も行かなかったんですけれども、落札なりのその金額を見ながら追加で、そのような対応をさせていただいておる。ですから、今度デジタルになりましたので、今後汎用性とか聞こえも非常にいいということは聞いておりますので、今後はまたそれを活用しながら、そういう防災対策、災害における対策にも十分に有効に使っていきたいというふうなことを考えております。以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 古川昭義議員。

5番(古川昭義) 17ページ、今、脇本課長の方からあったんですけれど も、各区長さんの方に防災無線を渡していただいているということなんです けれども、実質、有王地区、区長さんのところは電波届きません。そういう 対応はどのように考えておられるのか、お伺いします。 (挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 実は私どもも、田村新田区長にもお話をしておりまして、 区長もやはりいろいろ変わっていかはりますので、その辺も実は相談をして おります。山の峰とか裏手に入ると、やっぱりちょっと入りにくいというこ ともありますので、若干入るところというふうなことも把握していただきな がら、もしくはどのような方に持っていただくかというのも、実は区長の方 もいろいろ検討していただいているところもありまして、とりあえずは、今 現在では電波の届くところというふうなところで把握をしていただいておる。 ただ、有王も鉄塔は立てまして、従前よりも電波は届くようにはなっており ますので、その辺ももう少し具体的に、この辺であれば届く、届かないとい うことは、区長の方ともご相談申し上げながら活用していきたいというふう に考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 古川昭義議員。

5番(古川昭義) 電波の届くところで持っていただくということなんですけども、南有王の方は飛び地になってくると思うんですけれども、民家的には3軒ほどしかないんですけども、そちらの方、携帯電話の方も電波が届きにくいというところで、そういう、届くところに防災無線持っていけばいいという問題だけではおさまらないとは思うんですけれども、その辺の今後の対応というふうなのは検討していただけるのかどうかをお伺いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 何度も無線なり交信はしてるんですけれども、山の形状といいますか、尾根もありまして、一義的に通じやすいというふうな手だてがなかなかないんですけれども、もし今後そのようなデジタルなりが今普及してますので、もっとほかに何かいい方法があるのであれば、そういうふうなものを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(木村武壽) 先ほど、谷田議員の14ページの件につきましては、先ほどから何度となく反省しているということやから、それ以上どう言うたら

ええのか。言いようないやろ。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。違う角度から。

9番(谷田 操) ですから、この間、町はその件について発表されたのが 9日ですよね。それから今日までの間にどういう、9日のときにも今後そう いうことがないように、今後努力していくということを言われたわけです。 だから、これは専決処分を3月31日にされてるわけですけれども、選挙の かかわりについては、今日までの取り組みということも含めてお聞きをした いです。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 今回の選挙にかかわりますご質問でございますが、直接専決処分書の予算書とはかかわりないとは思われますが、再三再四のお尋ねでございますので、あえてお答えを申し上げますと、現在、選挙無効の異議申し立てがなされておりますので、井手町選挙管理委員会で審議が今後行われるという事案でございますので、お答えを差し控えさせていただきたいと思います。

議長(木村武壽) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

9番(谷田 操) 賛成の立場で討論します。

この専決されたことについては、住民の生活上欠かすことのできない予算も含まれておりますので、賛成をいたしますけれども、臨時的に3月末になれば交付税等が入ってきて、それは積み立てに回さざるを得ないということを例年繰り返しおっしゃっておりまして、その後それはまた住民に必要なところに還元をしていくんだというふうにおっしゃり続けていますが、積み上がった基金がもう57億にもなろうとしているわけです。その辺はどういうふうに今後、本当に住民の皆さんに活用していただけるのかということを十

分にご検討いただきたいということを強く要望して、 賛成をしたいと思います。

議長(木村武壽) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これにて討論を終わります。

これより、報告第5号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、報告第5号は承認することに決定しました。

次に、先ほど谷田議員の質問で、保険証の更新についてということで答弁 願います。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) 貴重な時間をおとりしまして申しわけございません。先ほどの谷田議員からの、今年度4月に保険証の更新を行ったことにつきまして、お答えさせていただきます。

今回の更新は全体で1,253件を更新させていただきまして、そのうち 窓口交付は165件でございます。

郵送でさせていただきます基準といたしましては、現年度分の保険税が1月現在で2分の1以上納まっておる方、また、それ以前、過年度の滞納がない方を郵送で送らせていただいている。それ以外の方につきましては来庁いただきまして、お話をして更新をさせていただくという形で更新を行いました。

以上でございます。

議長(木村武壽) 次に、日程第22、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(報告第6号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、報告第6号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第6号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、報告第6号は承認することに決定しました。

次に、日程第23、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。 本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項でありますから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者より報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(報告第7号を朗読説明)

議長(木村武壽) 以上で、報告第7号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第24、議案第19号、財産取得について同意を求める件についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 藤崎学校給食センター所長。

学校給食センター所長 (藤崎裕司)

(議案第19号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 一般競争入札による契約ということですが、他の入札業 者名とそれぞれの入札額をお願いします。

これは予定価格の何%なのか、落札率をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 藤崎学校給食センター所長。

学校給食センター所長(藤崎裕司) 谷田議員のご質問にお答えさせていた だきます。

一般競争入札により2社が参加資格確認申請をされました。業者名は井手町大字井手小字橋ノ本2番地の4、有限会社辻本石油店、代表辻本文則様です。入札金額は708万円でした。入札金額は670万円で、寺村光夫商事株式会社、代表寺島珠里さんが落札されました。2位で708万円で有限会社辻本石油店、辻本文則さんが入札されました。

落札率につきましては70.0%です。

議長(木村武壽) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、議案第19号、財産取得について同意を求める件についてを採決します。

議案第19号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、議案第19号は同意する ことに決定しました。

お諮りします。常任委員会、議会運営委員会並びに議会広報編集委員会の 調査を閉会中も継続することの日程を追加し、直ちに議題とすることに異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。

ここで、追加日程の準備をいたします間、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時21分

議長 (木村武壽) 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第25、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査 に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、本件は各委員長からの申 し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成26年4月井手町議会臨時会を 閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時22分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 岩 田 剛

議 長 木 村 武 壽

署名議員 岩田 剛

署名議員 谷 田 操